

令和元年度版

保育士修学資金貸付制度の手引き

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

問合せ先・書類の提出先

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

福祉資金部

〒260-8508 千葉県千葉市中央区千葉港4-3

千葉県社会福祉センター2F

TEL.043-244-2945 FAX.043-245-9338

1 保育士修学資金について

(1) 目的

この制度は指定保育士養成施設（以下「養成施設」という）に在学し、資格を取得して、卒業後に保育士登録を行い千葉県内（注1）において保育士の業務に従事しようとする方に無利子で修学資金を貸し付ける制度です。

養成施設を卒業後1年以内に千葉県内において保育所等で保育士の業務に従事し、かつ、引き続き5年間（注2）従事した場合に返還債務の全部が免除されます。

（注1）国立児童自立支援施設等で従事する場合や、東日本大震災等の被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る）において業務に従事するなど、一部県外も含まれます。

（注2）県内の過疎地域で従事した場合または養成施設入学時に45歳以上かつ離職から2年以内の方（以下「中高年離職者」という）の場合は3年間の従事で免除となります。

(2) 実施主体

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会（以下「県社協」という）

(3) 貸付対象者

以下の全てを満たす方を貸付対象者とします。

①県内（千葉市内を除く）の指定保育士養成施設に在学する方。

県外または千葉市内の指定保育士養成施設に在学する方で、県内に住所を有している方。

②養成施設の推薦を受ける方。

③養成施設を卒業後、県内の保育所等で保育士業務に5年間継続して従事する意思のある方。

④他の都道府県等から同様の修学資金の貸付けを受けていない方

※養成施設・住所がともに千葉市の方は千葉市社会福祉協議会にご相談ください。

(4) 貸付金額

下記の金額を上限とします。

①学費（月額） 50,000円（2年間を限度）

②入学準備金 200,000円（初回貸付時）

③就職準備金 200,000円（最終回貸付時）

④生活費加算 申請時の年齢及び居住地による

貸付申請時に生活保護受給世帯（これに準じる経済状況の世帯を含む）の方は、上記の貸付内容に加えて生活費の一部に充当できる費用を加算することができます。

加算額は、生活保護法による保護の基準での、貸付対象者の申請時の年齢及び居住地に対応する区分により異なります。

※貸付期間は、正規の修学期間が2年を超える養成施設の場合は、修学資金の2年分に相当する額（入学準備金及び就職準備金含めて1,600,000円を上限）の範囲であれば、正規の修学期間を貸付期間とすることができます。

例) 修学期間が2年間の養成施設の場合

月額50,000円×24ヶ月+入学準備金+就職準備金=1,600,000円(上限)

大学など、修学期間が4年間の養成施設の場合

月額50,000円×48ヶ月+入学準備金+就職準備金=2,800,000円(申請不可)

→月額25,000円×48ヶ月+入学準備金+就職準備金=1,600,000円(申請可)

(5) 貸付利子

貸付利子は無利子です。

(6) 貸付金の交付

①学費（月額）及び生活費加算の交付は4月と10月の年2回、指定の口座に振り込みます。（前期分・後期分として各6ヶ月分を交付）

貸付初年度の初回交付については、8月頃を予定しております。

②入学準備金は、初回送金時に学費（月額）と合わせて交付いたします。

③就職準備金は、養成施設から卒業見込みを確認後、卒業月に交付いたします。

（就職準備金は働きながら養成施設で修学する場合は対象となりません）

(7) 返還免除

次の全てを満たしている場合に貸付金の返還を免除することができます。

①養成施設を卒業した日から1年以内に

②保育士登録を行って保育士として就職し

③千葉県内の指定施設において

④5年間継続して（過疎地域で従事した場合または中高年離職者の場合は3年間）

⑤保育士業務に従事したとき。

※返還免除の条件を満たせなかった場合でも、災害、疾病等やむを得ない事由がある場合などは、貸付金の全部免除される場合があります。

(8) 返還猶予

返還免除に該当するまでの間、次に該当する場合には返還猶予ができます。

①県内の指定施設で保育士業務に従事しているとき

※本人の意思によらず人事異動等により県外へ配属となった場合は、それらの事業所も含みます

②貸付契約が解除された後も引き続き養成施設に在学しているとき

③災害等やむを得ない事由により、返還債務の履行ができないと認められるとき

(9) 返還

返還免除の要件に該当しない場合は、貸付金の全額が返還となります。

返還の方法は、貸付けを受けた月数の2倍の期間までに一括払いまたは月賦、半年賦、年賦の均等払いで、返還することとなります。

なお、返還期間内に貸付金が返還されない場合は、延滞元金に対し年5.0%の延滞利子を徴収します。

2 申請手続き等について

(1) 貸付けの申込み

在学中の養成施設に申込書と下記必要書類を揃えてお申込みください。

養成施設で申請書類を取りまとめの上、推薦状を添付して申し込んでいただきます。

※年1回（申請期間：4月～5月末必着）のお申込みとなります。

①千葉県・千葉市保育士修学資金貸付申込書

②住民票（申請者・連帯保証人ともに提出）

※申請者と連帯保証人が同一の世帯の場合、世帯全員分の記載のもの1通で可、別世帯であれば、各1通必要です。（連帯保証人は自身のみ住民票で可）

③顔写真付き身分証明書の写し（申請者・連帯保証人ともに提出）

④個人情報の取扱いについて（署名押印したものを提出）

⑤誓約書（県外に住所のある申請者のみ提出）

⑥学業成績証明書（今年度に入学した方を除いた申請者のみ提出）

⑦離職証明書

（養成施設入学時に年齢が45歳以上で、離職して2年以内の申請者のみ提出）

⑧直近の所得金額を証する書類（確定申告書（控）の写し、源泉徴収票の写し等）
（就労中の連帯保証人）

⑨在留カードの写し（表・裏）（日本国籍を有していない申請者のみ提出）

⑩生活費加算を希望する方は次のいずれかの書類

a 生活保護受給証明書の写し

b 課税・非課税証明書の写し

c 国民年金保険料免除決定通知等の写し

d 国民健康保険一部負担減額免除徴収猶予決定通知書等の写し

(2) 連帯保証人

連帯保証人を1名立てていただきます。連帯保証人は、借受人と連帯して債務を保証していただくこととなります。

①およそ年収150万円以上有する方

②申請時に75歳以下の方

③県社協が実施する資金の借受人及び連帯保証人になっていない方

④申請者が未成年である時は、連帯保証人は法定代理人とします。

⑤無収入や生活保護受給者等保証能力のない方は連帯保証人にはなれません。

※申請者が児童養護施設等に入所している場合や里親等に委託中の場合等、法定代理人を連帯保証人として立てられない事情がある場合はご相談ください。

(3) 未成年者の申込み

申請者が未成年者の場合は親権者または後見人の同意が必要になります。

同意については申請書の中の同意書欄に親権者または後見人が御自身で署名捺印していただくことにより確認します。

(4) 生活費加算の要件

生活費加算の対象者は、貸付対象者の要件に加えて、次のいずれかを満たしている必要があります。

- ①申込者が貸付申請時に生活保護世帯であること。
- ②申込者が次のいずれかの措置を受けていること。
 - ・地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
 - ・地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
 - ・国民年金法第89条または第90条に基づく国民年金掛金の減免
 - ・国民健康保険法第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予

(5) 申込時期

申請者は申請書類を養成機関に提出してください。養成校内の提出期限までにご提出ください。

養成機関から本会への申請書の提出期限は5月31日（金）必着です。個人から直接本会に申し込むことはできません。

(6) 日本学生支援機構の奨学金等他制度との併給について

日本学生支援機構の奨学金等公的な補助金が含まれている他の奨学金や制度との併用貸付けは原則認められませんので、生活福祉資金や母子・父子・寡婦福祉資金などとの併用はできません。また、職業訓練の保育士コース受講者や教育訓練給付制度（雇用保険法）についても、修学資金の併用貸付けはできません。

ただし、以下の場合など経済的状況などから真にやむをえないと認められる場合には併給可能とします。

なお、高校時の学費など別の用途で過去に公的な貸付け等を受けた場合で、滞納なく返済している場合は貸付対象として審査します。

- ①申込者が貸付申請時に生活保護世帯であること。
- ②申込者が次のいずれかの措置を受けていること。
 - ・地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
 - ・地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
 - ・国民年金法第89条または第90条に基づく国民年金掛金の減免
 - ・国民健康保険法第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予

(7) 貸付申込書記入上の注意

①訂正がある場合には、修正テープ等を使用せず、訂正箇所を二重線で引いて、訂正印を押印してください。

②申請書を消せるボールペンで記入しないでください。

※申込書に必要書類の添付漏れまたは記入漏れがある場合は、貸付の可否を判断することができませんので、必ずすべて書類を揃え、かつ、すべての項目を御記入ください。記入漏れがある場合や必要書類の添付漏れがある場合は、申請書を受理で

きませんので、御注意ください。

3 貸付申請から資金交付までの流れ

貸付申請

- (1) 申込書（第1号様式）に必要書類を添付し、養成施設に提出。
- (2) 養成施設にて取りまとめ、申請書類を県社協へ送付していただきます。



審査及び貸付決定

- (1) 県社協が貸付けの可否を決定します。
- (2) 貸付けの可否を、養成施設を経由して申込者に通知します。
 - ①貸付決定の場合：貸付決定通知書と借用証書を送付します。
 - ②貸付不承認の場合：貸付不承認通知書を送付します。



以下は貸付決定の場合

契 約

- (1) 貸付決定者は次の書類を、養成施設を通じて県社協に提出していただきます。
 - ①千葉県保育士修学資金貸付借用証書（第8号様式）
 - ②印鑑登録証明書（借受人、連帯保証人、法定代理人それぞれ1通）
※借受人が未成年者の場合は、借受人の分は不要。発行から3ヶ月以内のもの
 - ③振込口座（本人名義の口座）の情報のわかるもの（通帳など）の写し



資金の交付

- (1) 借用証書に記載された口座に修学資金を送金（分割交付）。以降、前期・後期に分けて6ヶ月分をそれぞれ交付します。

4 在学中の手続き

休学、停学、留年または復学する時

- (1) 借受人が養成施設を休学、停学、留年、復学した時は停止・再開・辞退届（第4号様式）を、養成施設を通じて県社協に提出していただきます。



退学を含めて貸付けを辞退する時

- (1) 養成施設を退学した時や貸付けを辞退するときは、停止・再開・辞退等届（第4号様式）を、養成施設を通じて県社協に提出していただきます。



返 還

- (1) 借受人は県社協に保育士修学資金貸付返還計画書（第9号様式）を提出していただきます。
- (2) 県社協から返還決定通知を借受人に送付します。
- (3) 借受人は返還計画どおりに貸付金を返還します。



返還完了

- (1) 貸付金の返還が完了したときには、県社協から借受人に借用証書と印鑑登録証明書を返却します。

5 養成施設を卒業後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）

養成施設を卒業して保育士登録を行い、1年以内に千葉県内（注1）において保育士業務に従事した場合には、返還の猶予をする必要があります。その後、一定期間（注2）以上当該業務に従事した場合には、貸付けを受けた修学資金の返還を免除することが可能です。

（注1）勤務先の所在地が県外であっても認められる場合

- ①国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国が範囲。
- ②東日本大震災等の被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。）において業務に従事する場合。
- ③就職後、人事異動等により県外へ配属となった場合。

（注2）返還免除に必要な従事期間は基本的に5年間ですが、県内の過疎地域において継続して業務に従事する場合や、中高年離職者の場合は3年間となります。

※千葉県では鴨川市（旧天津小湊町の区域のみ）、勝浦市、南房総市、長南町、大多喜町、鋸南町が過疎地域に該当。

返還猶予申請 ※貸付けを受けた方全員の提出が必要です。

（1）養成施設卒業後、指定された保育士業務に従事した場合、保育士証到着後以下の書類を県社協に提出していただきます。

- ①千葉県保育士修学資金貸付金返還猶予申請書（第10号様式）
- ②業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第17号様式）
（パート・アルバイトとして勤務した方は従事日数内訳書の提出が必要）
- ③保育士証の写し



返還猶予決定

（1）県社協は返還猶予の可否を決定し、借受人に返還猶予承認（不承認）通知書を送付します。



業務に従事

（1）返還猶予期間中は、毎年4月に業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第17号様式）を県社協に提出していただきます。

（前年度の業務状況を証明するため4月1日以降に提出してください）

（2）返還猶予期間中に退職して、他の指定業務の事業所に移った場合には、貸付契約事項変更届（第14号様式）及び業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第17号様式）を速やかに県社協に提出していただきます。



返還免除申請

- (1) 原則として5年間（過疎地域での従事、中高年離職者においては3年間）引き続き千葉県内において指定業務に従事した場合は、返還免除の対象となるため、返還免除に係る書類を県社協に提出していただきます。
- ①千葉県保育士修学資金貸付返還免除申請書（第12号様式）
 - ②業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第17号様式）



返還免除決定

- (1) 県社協から返還免除の可否を借受人に通知します。
返還免除決定の場合は、借用証書及び印鑑登録証明書を借受人等に返還します。

6 養成施設等を卒業後に貸付金を返還することになった場合の手続き

養成施設を卒業後、1年以内に千葉県内で保育士業務に従事しない場合や、養成施設を退学した場合など、貸付金の全部または一部を返還していただくことになります。

返還に該当すると思われる場合は、まず県社協に連絡してください。

返還の申請

- (1) 借受人は県社協に千葉県保育士修学資金貸付金返還計画書（第9号様式）を提出します。



返 還

- (1) 県社協から返還決定通知を借受人に送付します。
- (2) 借受人は返還計画どおりに貸付金を返還します。



返還完了

- (1) 貸付金の返還が完了したときには、県社協から借受人に借用証書と印鑑登録証明書を返却します。

よくある質問

1 貸付申請について

(1) 申請方法

Q 1 修学資金はどうしたら借りられますか？

A 個人での申込みはできません。養成施設入学後、在学している養成施設を通じて千葉県社会福祉協議会にお申し込みください。また、養成施設については、厚生労働大臣が指定する保育士養成施設を対象としています。
申請については、毎年5月31日（必着）の1回のみとなっております。

Q 2 養成施設の入学前に修学資金を借りたいのですが、可能ですか？

A 養成施設入学前には修学資金を申し込むことはできません。

(2) 貸付額について

Q 1 修学資金の学費部分は月額5万円が上限ですが、必ず限度額で申し込むということですか？

A 修学資金は給付でなく貸付けであることをふまえ、連帯保証人や養成施設の先生方と相談の上、必要額をお申し込みください。
なお、必要経費により減額決定される場合もあります。
また、2年以上の養成施設で就学する場合、月額部分の貸付けは2年分が上限となります。ただし、上限額の範囲内であれば、2年以上の就学期間に分けて貸付けを受けることができます。

(3) 他の奨学金との併用

Q 1 養成施設に入学するために、生活福祉資金の貸付けを受けました。併せて保育士修学資金も申し込めますか？

A 公的な補助金が含まれている他の奨学金や制度との併用貸付けは原則認められませんので、生活福祉資金や母子・父子・寡婦福祉資金などとの併用はできません。また、職業訓練の保育士コース受講者や教育訓練給付制度（雇用保険法）についても、修学資金の併用貸付けはできません。

日本学生支援機構の奨学金については原則併用できませんが、以下の場合には、状況を確認の上、併用することができる場合もあります。

ただし、高校の学費など別の用途で過去に貸付けを受けた場合で、滞納なく返済している場合は貸付対象となる場合もあります。

①申込者が貸付申請時に生活保護世帯であること。

②申込者が次のいずれかの措置を受けていること。

- ・地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
- ・地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
- ・国民年金法第89条または第90条に基づく国民年金掛金の減免
- ・国民健康保険法第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予

(4) 貸付金の送金について

Q 1 貸付決定になった場合に貸付金はどのような形で送金されますか？

A 初年度は学費6か月分を8月及び10月に指定の口座に送金予定で、次年度以降は4月と10月に送金予定としています。また、入学準備金は初年度の8月に月額分と併せて送金し、就職準備金は卒業見込みを確認後、卒業月に送金となります。

(5) 返還について

Q 1 修学資金は、養成施設卒業後に5年間保育士業務に従事すれば、返済しなくてもよいと思いますが、どのような場合に返還となるのですか？

A 養成施設を退学した場合や、卒業後県内で指定業務（保育士業務）に従事しなかった場合などに返還となります。

Q 2 返還決定した後に計画通りに返還しなかった場合、どのようになりますか？

A 返還期限を過ぎると、残元金に対して年5%の延滞利子が発生します。

(6) 養成施設卒業後の手続きについて

Q 1 養成施設を卒業後に資格の登録をしなかった場合はどうなりますか？

- A 資格の登録手続きをせずに働いていた場合は業務従事期間に算入できません。
また、1年以上登録が無い場合は返還対象となります。

Q 2 業務従事届等は毎年提出する必要がありますか？

- A 毎年4月に提出が必要です。
なお、業務従事届は就職した月と毎年4月に提出してください。
提出が無い場合は、返還となる場合もあります。

Q 3 保育所で指定業務に従事していましたが、半年後に退職してしまいました。
何か手続きは必要ですか？

- A 次の仕事が決まっている場合には、県社協に貸付契約事項変更届（第14号様式）及および退職日までの業務状況を証明する業務従事届（第17号様式）を提出してください。
次の仕事が未定で就職活動をする場合には保育士修学資金返還猶予申請書（第10号様式）により返還猶予申請をしてください。
なお、指定業務に就く意思がない場合には貸付金は返還となります。

Q 4 保育士資格と幼稚園教諭をそれぞれ取り、認定こども園や預かり保育を常時実施している幼稚園などで幼稚園教諭として勤務することになった場合、返還対象になりますか？

- A 幼稚園教諭に限定して業務につく場合には、返還猶予の対象とならない場合があります。預かり保育にも従事したり、広く保育士業務に係わるようであれば、返還猶予の対象となるので、勤務内容等をご確認ください。

Q 5 県内の施設で勤務していたが、法人内の異動により県外の施設や全く違う部署になってしまった場合、返還対象となりますか？

- A 本人の意思によらない異動などで対象の業務から外れてしまった場合は、異動先で従事している期間も返還猶予の対象となります。
この場合、返還猶予申請の提出が必要です。

Q 6 養成施設卒業後に勤めた施設を退職して、その後まもなく別の施設に勤めることになった場合、貸付金は返還しなくてはならないですか？

A 当初の勤務先退職後、県内の保育所などに勤める意思がある場合は、原則1年間の返還猶予の申請が認められます。その後、保育所などで改めて勤め、以前の勤務先と合わせて5年間従事すれば返還免除となります。

返還猶予又は返還免除を受けることができる従事先施設

区域	法令・通知等		施設等種別
全国			国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設
			肢体不自由児施設「整肢療護園」
			重度心身障害施設「むらさき愛育園」
県内施設	児童福祉法	第6条の2の2第2項	児童発達支援センターその他厚生労働省令で定める施設
		第6条の2の2第4項	児童発達支援センターその他厚生労働省令で定める施設
		第7条	保育所、幼保連携型認定こども園、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター
		第12条の4	児童相談所に設置される児童を一時保護する施設
		第18条の6	指定保育士養成施設
		第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または第39条第1項に規定する業務を目的とするものであって、第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもののうち、右記に示すもの	ア 第59条の2の規定により届出をした施設 イ アに掲げるもののほか都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であり、当該届出をした施設 ウ 雇用保険法施行規則第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設 エ 「看護職員確保対策事業等の実施について」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設 オ 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から12項までに規定する業務または同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設
		第6条の3第9項から第12項までに規定する業務であって第34条の15第1項の事業及び同法条第2項の認可を受けたもの	家庭的保育事業 小規模保育事業 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業
		第6条の3第13項に規定され、第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの	病児保育事業

県内施設	児童福祉法	第6条の3第2項に規定され、第34条の8第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による届出を行ったもの	放課後児童健全育成事業
		第6条の3第7項に規定され、第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの	一時預かり事業
県内施設	学校教育法	第1条	教育時間終了後に教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園
			認定こども園に移行を予定している幼稚園
	就業前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第2条第6項	認定こども園
	子ども・子育て支援法	第30条第1項第4号	離島その他の地域において特例保育を実施する施設
子ども・子育て支援法	第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業	「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業を実施する施設	

生活費加算の基準額（第3条第4項（4）関係）

（平成30年10月～）

年齢	級地区分					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
19歳以下	41,700	40,130	38,030	37,440	35,420	34,000
20～40	41,210	39,660	37,550	37,010	35,010	33,610
41～59	41,830	40,250	38,100	37,550	35,530	34,110
60～69	40,900	40,010	37,240	36,700	34,730	33,340
70歳以上	37,460	36,720	34,140	33,670	31,830	30,560

※級地区分の適用地域については、「生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）」に準ずる。

※生活保護制度における生活扶助基準額の居宅（第1類）に掲げる額

県内市町村の級地区分〈平成30年度〉

級地	市町村
1級地-2 (6市)	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、浦安市
2級地-1 (9市)	野田市、佐倉市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、四街道市
3級地-1 (15市1町)	銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、東金市、旭市、勝浦市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、白井市、匝瑳市、香取市、酒々井町
3級地-2 (7市16町村)	上記以外の市町村

様式一覧

様式番号	様式名
第1号様式	千葉県・千葉市保育士修学資金貸付申込書
別紙	「保育士修学資金等貸付事業」の申込・利用にあたって 個人情報の取扱いについて
第2号様式	推薦状
第3号様式	千葉県保育士修学資金貸付承認（不承認）決定通知書
第4号様式	停止・再開・辞退等届
第5号様式	千葉県保育士修学資金貸付契約解除通知書
第6号様式	千葉県保育士修学資金貸付停止通知書
第7号様式	千葉県保育士修学資金貸付再開通知書
第8号様式	千葉県保育士修学資金貸付借用証書
第9号様式	千葉県保育士修学資金貸付返還計画書
第10号様式	千葉県保育士修学資金貸付返還猶予申請書
第11号様式	千葉県保育士修学資金貸付返還猶予承認（不承認）通知書
第12号様式	千葉県保育士修学資金貸付返還免除申請書
第13号様式	千葉県保育士修学資金貸付返還免除承認（不承認）通知書
第14号様式	貸付契約事項変更届
第15号様式	連帯保証人変更申請書兼連帯保証書
第16号様式	連帯保証人変更承認（不承認）通知書
第17号様式	業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）